

## 16 環境省

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成18年4月1日)及び1年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、施策を対象に実績評価方式による評価、成果重視事業を対象に事業評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 個々の研究開発、個々の公共事業及び規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注) 評価書は、環境省ホームページで公表されている。

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

###### (ア) 実績評価方式による評価 9件

施策名「地球温暖化対策の推進」等9件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、8件(88.9%)である。

###### (イ) 事業評価方式による事後評価 1件

事業名「個体識別措置推進事業」について、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

##### イ 今後の課題

###### (ア) 実績評価方式による評価

達成しようとする水準が特定されていない残りの目標に関し、達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

施策を構成している目標のうち指標が全く設定されていないものについては、政策効果を的確に把握する指標の設定について検討する必要がある。

###### (イ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価を行う場合には、今後も、得ようとした効果及び把握された効果を特定することが期待される。

### (説明)

#### (1) 政策評価の枠組み

##### (基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成18年4月1日)及び1年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画等において、環境省の政策全体の進ちよく状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的に事後評価を行うこととされている。また、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制を対象として事前評価を行うこととされている。

**（取組状況－一般政策についての政策評価）**

一般政策については、図表Ⅱ－16－①のとおり、環境省の行う政策のすべてを対象として実績評価方式による評価（成果重視事業においては事業評価方式による事後評価）が行われている。

**（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）**

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制について、事業評価方式による事前評価が行われている。

個々の研究開発については、平成15年度に7件の事業評価方式による事前評価が行われたが、それ以降は対象となる事業がないため行われていない。

図表Ⅱ－16－① 環境省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象：環境省のすべての規制の新設（法律の制定・改正による新たな規制枠組の構築） 実施状況： 平成14年10月 1件 15年5月 3件 16年6月 5件 17年7月 14件 18年7月 17件 19年2月 4件 19年3月 6件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績評価方式&gt; 対象：環境省のすべての政策 実施状況：平成14年10月 48件 15年8月 48件 16年8月 48件 17年8月 47件 18年8月 42件 19年8月 9件 20年8月 9件 21年8月 9件 対象：成果重視事業（モデル事業） 実施状況：平成18年8月 2件 19年8月 3件</p> </div>
	事務事業 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象：成果重視事業 実施状況：平成20年8月 2件 21年8月 1件</p> </div>
義務付け4分野の政策	研究開発	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況：平成15年8月 7件</p> </div>	
	公共事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況： 平成15年1～11月 60件 16年1～10月 60件 17年3～8月 23件 18年2～12月 39件 19年3～10月 3件 20年3～7月 23件 21年3～9月 74件</p> </div>	
	政府開発援助	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況：－</p> </div>	

規制	事務 事業 レベル	(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況： 平成19年10月 3件 20年3月 3件 20年9月 1件 20年10月 3件 21年2月 2件 21年3月 12件 21年9月 1件	
		<p>&lt;特徴&gt; 環境省では、同省のすべての政策について、目的と手段との関係を明確にし、施策レベルで事後評価を行うこととしており、その際、必要に応じて事務事業レベルの評価を行うとしているが、現在のところ評価はされていない。</p>	

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。  
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

### ア 現状

#### (ア) 実績評価方式による評価

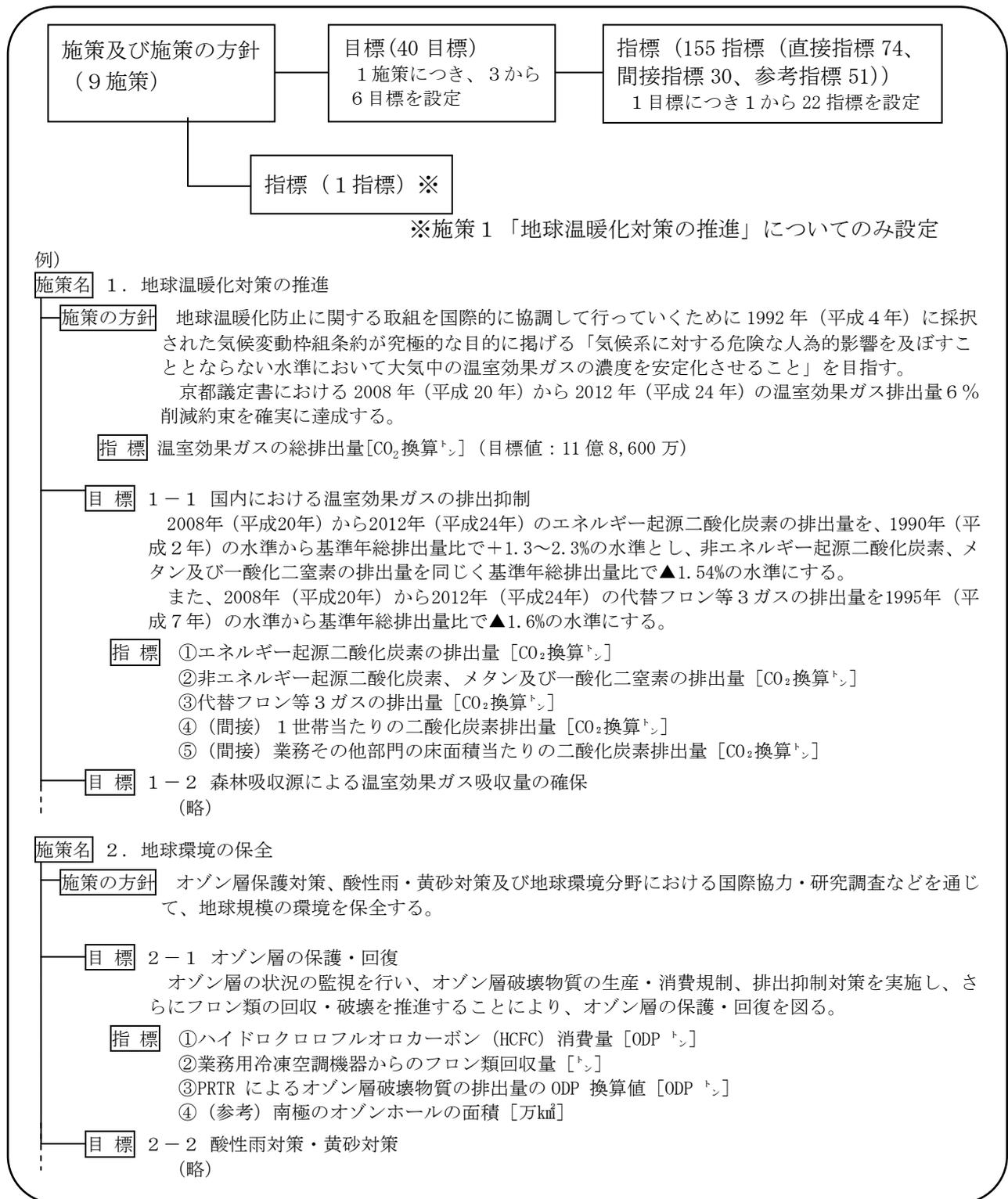
##### (審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9件を審査の対象とした。

##### (評価の設計)

環境省の行う政策は9施策に分類され、実績評価方式による評価の対象となる施策の下には複数の目標が設定されている。目標の具体的な達成状況については、目標の達成やその進ちよく状況が直接的に判断できる又は影響を及ぼす「直接指標」、目標の達成やその進ちよく状況が間接的に判断できる又は影響を及ぼす「間接指標」、そして目標の達成やその進ちよく状況を示すとは言い難いが参考になると考えられる「参考指標」を設定し、これらの測定結果により目標の達成状況を把握しようとしている。ただし、施策「地球温暖化対策等の推進」に関しては、施策にも直接指標が設定されている。審査の対象とした9件は、原則として一つの施策の下に4目標から6目標が設定され、さらに、目標の下に、直接指標、間接指標又は参考指標が1指標から22指標設定され、合計では155指標が設定されているが、指標が設定されていない目標もある。

図表Ⅱ-16-② 環境省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 環境省の評価書を基に当省が作成した。

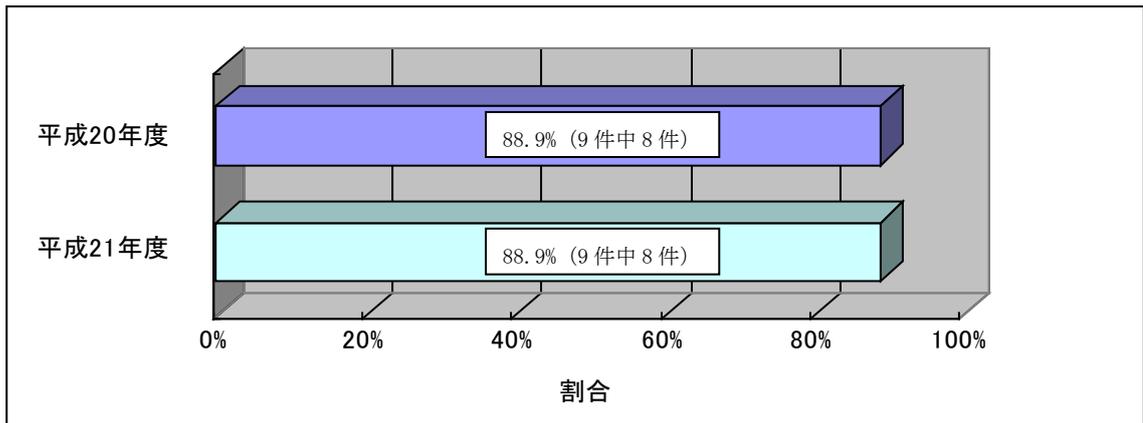
**(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)**

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－16－③のとおり、88.9%（9件中8件）である。

また、施策を構成している目標レベルにおいては、40件の評価が行われ、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は82.5%（40件中33件）である。

図表Ⅱ－16－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



（注） 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

#### （特記事項－取組の工夫が求められる点）

施策を構成している40の目標のうち、6つの目標について指標が全く設定されていない（図表Ⅱ－16－④参照）。

これらの目標に係る評価書をみると、図表Ⅱ－16－⑤のとおり、関連する事務事業の実施状況等の定性的な説明にとどまっており、政策効果の把握の根拠となる情報・データが示されていない。

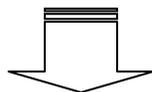
図表Ⅱ-16-④ 指標が全く設定されていない目標の例

施策名	7. 環境保健対策の推進
施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。
目標	7-1 公害健康被害対策（補償・予防） 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。
指標	-
目標	7-2 水俣病対策 水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。
指標	-
目標	7-3 石綿健康被害救済対策 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。
指標	-
目標	7-4 環境保健に関する調査研究 近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ①花粉症と一般環境との関係 ②化学物質の複合影響 ③環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等）
指標	-

(注) 環境省の評価書を基に当省が作成した。

図表Ⅱ－16－⑤ 指標が全く設定されていない目標に係る評価書の例

<p>目標 7-1</p>	<p><b>公害健康被害対策（補償・予防）</b></p> <p>公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。</p>
<p>環境・循環型社会白書における位置づけ</p>	<p>7章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>企画課、保健業務室</p>
<p>評価・分析</p>	<p><b>【達成の状況】</b></p> <p>○公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p><b>【必要性】</b></p> <p>○我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p><b>【有効性】</b></p> <p>○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている</p>



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b></p> <p>○公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公平で効率的に実施する。</p> <p>○地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。</p> <p>○幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、平成19年度から成人を対象とした疫学調査をそれぞれ実施しており、これらの調査を着実に継続して実施するとともに、その関係の解明に努める。</p>
--

**（イ）事業評価方式による事後評価**

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

**（審査の対象）**

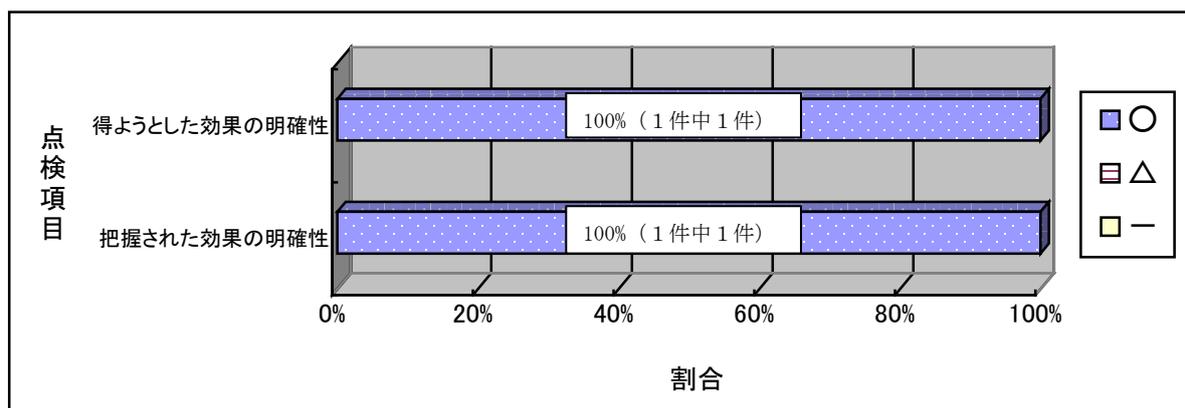
事業評価方式による事後評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

### (共通の点検項目による審査—取組の工夫がみられる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

審査した1件については、図表Ⅱ-16-⑥のとおり、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

図表Ⅱ-16-⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「—」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「—」の分類については、上記2と同様である。

## イ 今後の課題

### (ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価していくことが基本である。

環境省の評価書において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている施策の割合は88.9%である。施策を構成する目標レベルは、82.5%となっている。今後は、引き続き、残りの目標に関し、達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

施策を構成している目標のうち指標が全く設定されていないものについては、政策効果を的確に把握する指標の設定について検討する必要がある。

### (イ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価を行う場合には、今後も、得ようとした効果及び把握された効果を特定することが期待される。